

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 4 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ナカツジサクセン
 株式会社中辻鑑泉

住所 〒578-0953 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号

代表者氏名 ナカツジ シゲキ
 代表取締役 中辻 茂樹

電話番号 072-961-4550

FAX番号 072-929-8858

メールアドレス info@nakatsuji-sakusen.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 4 日

ナカツジサクセン
申請者 氏名又は名称 株式会社中辻鑿泉
〒578-0953
住 所 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号
ナカツジ シゲキ
代表者氏名 代表取締役 中辻 茂樹
電話番号 072-961-4550



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 名
代表取締役 ナカツジ シゲキ 中辻 茂樹	
取締役 シンジ チカゲ 新治 千景	
事 業 の 範 囲	給排水衛生設備工事の設計、施工、監理及び請負
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ナカツジサクセン 株式会社中辻鑿泉
上記事業所の所在地	郵便番号 578-0953 住所 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号 電話番号 072-961-4550 FAX番号 072-929-8858 メールアドレス info@nakatsuji-sakusen.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中辻 茂樹	第293937号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第18条関係)

機 械 器 具 調 書

令和2年8月4日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		5	
	パイプカッター	1/2~1 1/2	4	
	塩ビカッター	VP-25	7	
管の加工用の機械器具	やすり	平型、半丸型	6	
	パイプねじ切り器	ラチエット式 1/2	4	
管の接合用の機械器具	パイプレンチ	300mm	4	
	プライヤー	250mm	4	
	ラチエットレンチ	19×24	5	
	トーチランプ	ワンタッチトーチ	4	
	モンキーレンチ	M-24,200mm	6	
水圧テストポンプ	手動テスター	T-50K	1	
	手動テスター	T-100K	1	
	電動式テスター (モーター兼)	KY-20A	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 8 月 4 日

申請者

氏名又は名称 株式会社中辻鑿泉

住 所 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号

代表者 氏名 代表取締役 中辻 茂樹



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号
株式会社中辻鑿泉

会社法人等番号	1220-01-028444		
商 号	株式会社中辻鑿泉		
本 店	大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成27年4月16日		
目的	1 さく井戸工事の設計、施工、監理及び請負 2 ポンプ設備工事の設計、施工、監理及び請負 3 水処理関連機器の据付工事及び修理・保守管理業 4 ろ過装置設備工事の設計、施工、監理及び請負 5 給排水衛生設備工事の設計、施工、監理及び請負 6 造園工事の設計、施工、監理及び請負 7 産業廃棄物収集運搬業 8 ポーリング地質調査工事の設計、施工、監理及び請負 9 前各号に附帯する一切の業務		
発行可能株式総数	2000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。		
役員に関する事項	取締役 中辻 茂樹 取締役 新治 千景 大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号 代表取締役 中辻 茂樹		
登記記録に関する事項	設立 平成27年 4月16日登記		

大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号
株式会社中辻鑿泉



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 2年 7月28日

大阪法務局
登記官

正 井 義 一



株式会社中辻鑿泉定款

平成27年 3月30日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社中辻鑑泉と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 さく井戸工事の設計、施工、監理及び請負
- 2 ポンプ設備工事の設計、施工、監理及び請負
- 3 水処理関連機器の据付工事及び修理・保守管理業
- 4 ろ過装置設備工事の設計、施工、監理及び請負
- 5 給排水衛生設備工事の設計、施工、監理及び請負
- 6 造園工事の設計、施工、監理及び請負
- 7 産業廃棄物収集運搬業
- 8 ボーリング地質調査工事の設計、施工、監理及び請負
- 9 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

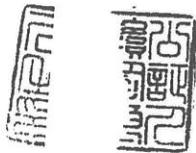
第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。



(株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載請求)

第9条 当会社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りでない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた



順位により他の取締役がこれを招集する。

- ③ 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- ④ 前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(書面による決議)

第 17 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があつたものとみなす。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によつて選任する。
② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。



(代表取締役及び社長)

第21条 当会社の取締役が1名のときは、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役を1名定め、代表取締役をもって社長とする。

② 社長は、当会社を代表する。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第25条 当会社の設立に際して発行する株式の数は、100株とし、その発行価額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

② 当会社の設立時資本金は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年5月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第28条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 中辻 茂樹



設立時代表取締役 中辻 茂樹

(発起人の氏名ほか)

第29条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。

大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号

発起人 中辻 茂樹 100株 金500万円

(法令の準拠)

第30条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

以上、株式会社中辻鑿泉の設立に際し、発起人中辻茂樹の定款作成代理人である行政書士尾木真一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成27年3月30日

発起人 中辻 茂樹

上記代理人 行政書士 尾木真一



現行定款に相違ありません。
令和 2 年 8 月 4 日
大阪府東大阪市本庄 1 丁目 7 番 5 号
株式会社 中辻鑿泉
代表取締役 中辻 茂樹



第二九三九三七号

給水装置事務技術者免状

本籍 大阪府

氏名 中辻茂樹

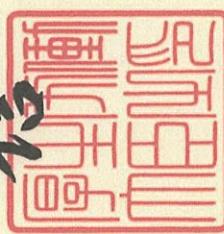
昭和五十九年八月十八日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣

加藤勝信



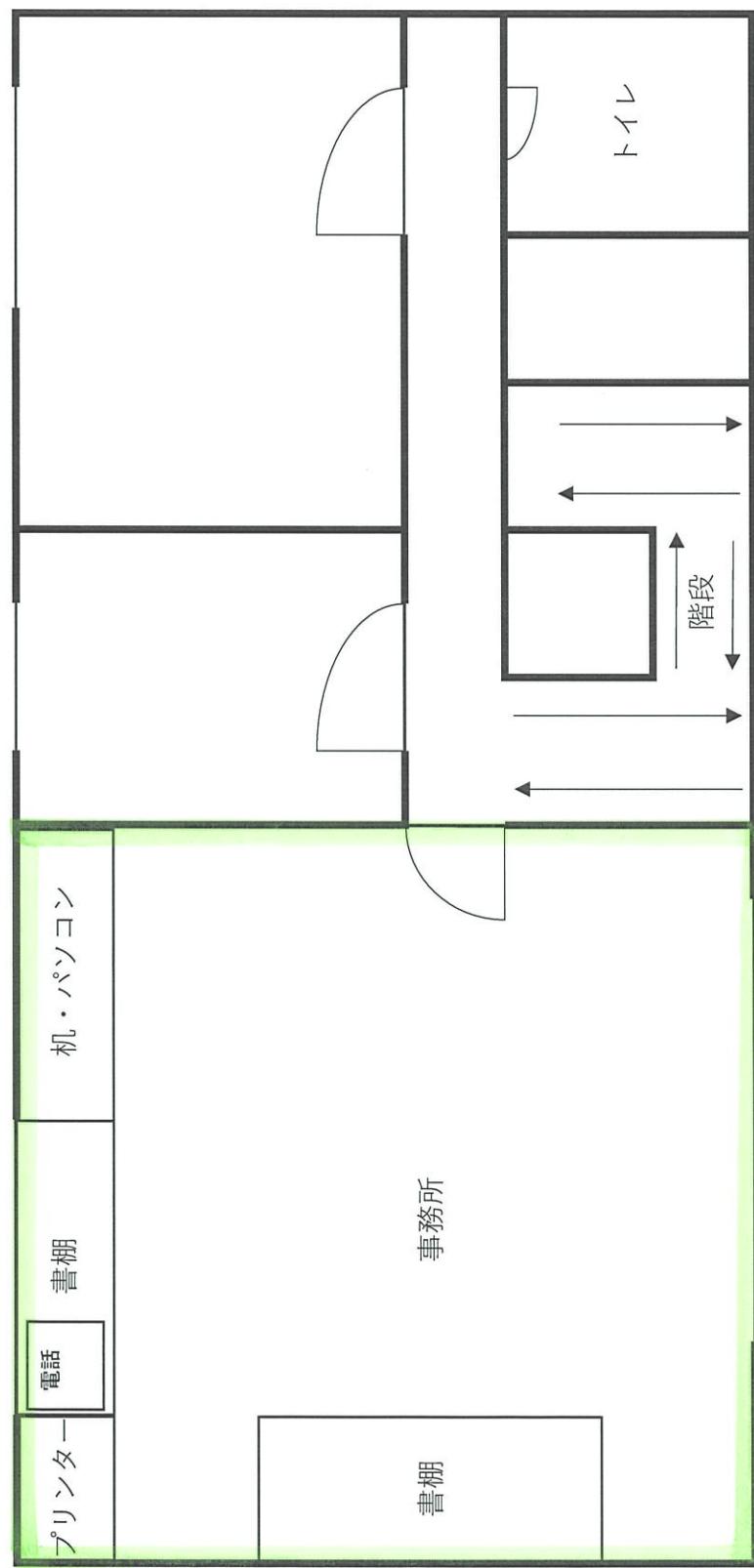
事務所の位置図

株式会社中辻鑿泉

大阪府東大阪市本庄 1-7-5



事務所平面図 2F



営業所写真

営業所の名称	株式会社 中辻鑿泉
所在 地	大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号
電話 番 号	072-961-4550

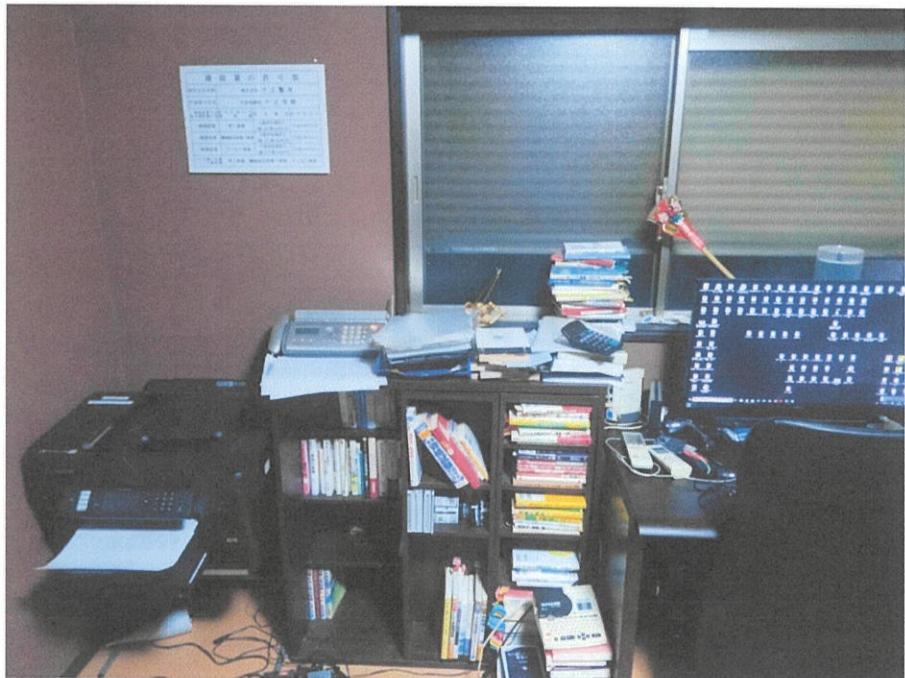
1枚目：外観

R2年 7月 30日撮影



2枚目：室内

R2年 7月 30日撮影



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 4 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社中辻鑿泉
ナカツジサクセン

住所 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号
〒578-0953

代表者氏名 中辻 茂樹
ナカツジ シゲキ

電話番号 072-961-4550

FAX番号 072-929-8858

メールアドレス info@nakatsuji-sakusen.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和2年8月4日

届出者

氏名又は名称 株式会社中辻鑿泉

〒578-0953

住 所 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号

代表者 氏名 代表取締役 中辻 茂樹



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 中辻鑿泉	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中辻 茂樹	第293937号	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九三九三七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 中辻 茂樹

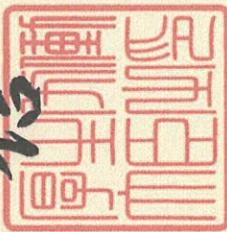
昭和五十九年八月十八日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣

加藤勝信



委任状

受任者

行政書士 尾木 真一

登録番号 第 05261451 号

事務所 大阪市東淀川区東中島 1-5-7 新大阪コスモビル 6F

尾木行政書士事務所

連絡先 TEL : 06-6829-6793 FAX : 06-6829-6794

私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 指定給水装置工事事業者指定申請の書類作成及び提出代行の件。
1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書の書類作成及び提出代行の件。
1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出の書類作成及び提出代行の件。
1. 過誤訂正・補正並びに書類さし換えの件。
1. 副本の還付請求及び受領の件。
1. 指定証の受領の件。
1. 復代理人選任及び解任の件。

以上

令和 2 年 8 月 7 日

委任者

(所在地) 大阪府東大阪市本庄 1 丁目 7 番 5 号

(商号) 株式会社 中辻鑿泉

代表取締役 中辻 茂樹

